

お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

特定疾病一時給付金・3大疾病一時給付金

お支払い できる場合

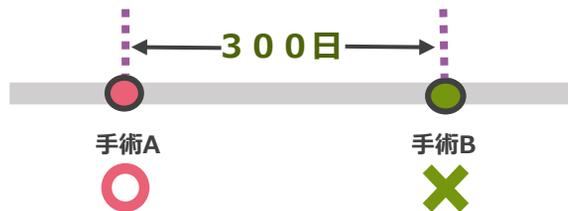
「狭心症」の治療のための手術を受け（下図のA）、特定疾病一時給付金のお支払いを受けた。その1年経過後、「狭心症」の治療のための手術を受けた（下図のB）場合



手術Bは、特定疾病一時給付金のお支払いとなった手術Aから1年経過後に受けた手術のため、特定疾病一時給付金をお支払いします。

お支払い できない場合

「狭心症」の治療のための手術を受け（下図のA）、特定疾病一時給付金のお支払いを受けた。その300日経過後、「狭心症」の治療のための手術を受けた（下図のB）場合



心疾患による特定疾病一時給付金は、**1年の間に1回**のお支払いになります。手術Bは、特定疾病一時給付金のお支払いとなった手術Aから1年以内に受けた手術のため、特定疾病一時給付金をお支払いできません。

解説

- 特定疾病一時給付金は**疾病等の種類ごとにそれぞれ1年の間に1回のお支払いとなる**ため、すでに支払事由に該当し、お支払いしている疾病等の種類について、再び1年以内に支払事由に該当しても、特定疾病一時給付金をお支払いできません。
- 心疾患、脳血管疾患、肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病、高血圧性疾患に関連する動脈疾患による特定疾病一時給付金は、各疾病を発病しただけでは支払事由に該当せず、所定の入院や通院をしたとき、または所定の手術を受けたとき等にお支払いします。

3大疾病一時給付金に関しても、上記と同様に取扱います。